

仕 様 書

件 名	219号建物ユニットヒーター取替	作成年月日	令和7年6月30日
		所 属	久留米駐屯地業務隊管理科
		作 成 者	防衛技官 近藤真也

1 実施場所

福岡県久留米市国分町100 陸上自衛隊久留米駐屯地

2 概 要

219号建物ユニットヒーター取替 11台

3 一般事項

- (1) 本役務は、本仕様書の他、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書令和4年度年度版（機械設備工事編）」及びメーカー仕様により実施するものとし、仕様書に記載なき事項でも技術的に必要とされる事項は請負業者の責任において実施する。
- (2) 本仕様書及び作業に際し疑義を生じた場合は、監督官と協議した後に実施する。
- (3) 施設等には損傷を与えないよう十分注意して実施すること。万一、他に損傷を与えた場合には監督官に報告するとともに、請負業者の負担において速やかに原状に復旧する。
- (4) 本役務の写真は、作業前・中（各工程毎）・後及び材料・機材等、監督官の指示する箇所を撮影し、工所用アルバム（A列4番縦）に整理のうえ、監督官に1部提出する。
- (5) 本役務実施にあたっては、安全管理を徹底し、火災予防及び事故防止に留意するとともに当駐屯地諸規則を遵守する。
- (6) 本役務に使用する電気及び水は請負業者が準備するものとする。やむを得ず、駐屯地側の電気、水を使用する場合は事前に監督官と協議した後、所定の手続き等を実施し使用することができる。ただし、使用に要した費用については、請負業者の負担とする。
- (7) 本役務で発生した金属発生材については、発生材調書を作成の上、監督官の指示する場所に集積する。その他の発生材については、請負業者の負担及び責任において搬出処分する。
- (8) 請負業者は作業工程表を作成し、事前に監督官と調整のうえ承認を受けた後、作業を実施する。

4 特記事項

- (1) 取替内容については下表のとおりとする。（同等品以上可）

撤去		取付		数量
品名	規格	品名	規格	
ユニットヒーター (温水コイル)	新晃工業㈱ 22-H	ユニットヒーター (温水コイル)	新晃工業㈱ HW-95-2K	9台
ユニットヒーター (温水コイル)	新晃工業㈱ 18-H	ユニットヒーター (温水コイル)	新晃工業㈱ HW-65-2K	2台
調整弁 (インジケータ付)	Kitz 200型 (32A)	調整弁 (インジケータ付)	Kitz 200型 (32A)	11個

- (2) ユニットヒーターの取付架台については、取替品と適合するように修正等を行うこと。
また、ユニットヒーター周りの配管、継手類は取替えることとし、保温材については、原状復旧させること。
- (3) 作業完了後、動作確認及び温度測定を行い接続部等から漏れがないかを確認し、その結果報告書（様式任意）を監督官に提出する。